

文化審議会 第3期文化施設部会
博物館ワーキンググループ（第2回）

開催日：令和8年7月1日（水）15:00～17:00

場 所：文化庁（東京庁舎）2階 文化庁第2会議室

議 題：1. 博物館登録事務の所管のあり方について

2. 博物館の機能強化に向けたコレクション・マネジメント等の在り方について

3. その他

委 員：佐々木委員（座長）、半田委員（座長代理）、大原委員（欠席）、大森委員（欠席）、
佐藤委員、杉山委員（オンライン）、立和名委員、田中委員（オンライン）、

廣野委員、細矢委員、松本委員（欠席）、御手洗委員、山崎委員、横山委員（欠席）

文化庁：〔参事官（文化拠点担当）付〕笈田参事官、吉野参事官補佐、中尾博物館支援調査
官、山口専門職、渡邊係員、〔企画調整課〕松田課長補佐、阿部係長

【事務局（吉野）】 定刻となりましたので、ただいまより令和8年度文化審議会第3期文化施設部会博物館ワーキンググループの第2回を開催いたします。進行を担当いたします吉野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日の出席者でございますが、佐々木座長、半田座長代理、佐藤委員、廣野委員、御手洗委員、山崎委員、細矢委員、立和名委員が対面で参加いただいております。オンライン参加が杉山委員、田中委員となっております。欠席者が大原委員、大森委員、松本委員、横山委員となっております。

続きまして、配付資料でございますが、まず議事次第がございまして、次に資料1が「博物館登録事務について」というところと、あと長野県教育委員会さんから頂いている資料となります。資料2といたしまして、収集及び管理の方針の基本的な考え方の骨子案となります。不足等はございますか。よろしいですか。

なお、本日の会議では、会議の運営・公開規則の原則公開にのっとり、登録を受けた傍聴者へ公開しております。

それでは、ここからの進行を佐々木座長にお願いいたします。佐々木座長、よろしくお願いいたします。

【佐々木座長】 では、早速議事に移ります。本日、次第にありますとおり、議題の1、

博物館登録事務の所管の在り方と議題2の博物館の機能強化に向けたコレクション・マネジメント等の在り方の2つの議題を取り上げます。

では、まず議題1の登録事務の所管について、事務局から説明をお願いします。

【松田企画調整課長補佐】 それでは、資料1を御覧いただければと思います。1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。前回、5月25日のワーキンググループでいただいた主な意見を載せさせていただいております。御紹介させていただきます。事務委任・補助執行という手段があるのに、博物館登録事務を条例で首長部局に移管できるようにすることのメリットがあまり見えてこない。問合せ窓口を間違えられるという問題に関しても、適切な窓口に戻せばいいため、大きな問題にはならないのではないか。また、博物館が社会教育の機能を担っている観点から、教育委員会との連携や役割分担をどう考えるか。また、登録事務だけが首長部局に移管されたときに生じるリスクについても議論を深めることが必要。さらには、首長部局の立場からも、例えば社会教育法に基づく社会教育の推進の観点などにおいて、教育委員会との関係が切れてしまうのではないかと、そうしたことを心配するお声ですね。さらには、首長に権限が集中すると、博物館の現場にプレッシャーがかかる可能性が生じるのではないかと。そうした御意見をいただいたところでございます。

3ページ目以降は前回の資料ベースですので、説明は割愛させていただきますけれども、その前回の御意見を踏まえて、今回の法改正を見据えた議論をさせていただくに当たってのきっかけとなっている地方分権提案の御提案をいただきました長野県様から今回ちょっと御説明をいただいて、改めてこの登録事務についての御議論を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

では、今の流れで、博物館登録事務について、長野県教育委員会様からヒアリングを行います。井上様、お話しいただけるということで、よろしくどうぞお願いいたします。

【長野県（井上）】 よろしく願いいたします。長野県教育委員会事務局教育政策課の井上と申します。このたびは貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。

これから長野県における状況等について御説明させていただきますが、これまでワーキンググループで議論されております社会教育の観点や政治的中立性の重要性は認識した上で、今回の提案につきましては、それらを否定するものではなく、あくまで現場で生じて

おります実務上の支障を解消するために自治体が手法を選択できるような制度の整備をお願いしたいという趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料2ページを御覧ください。まず、長野県における支障事例を2点紹介させていただきます。

1点目は、知事部局移管時の手続の誤りについてです。令和5年度に、地教行法の規定に基づきまして文化財行政を知事部局に移管しました。既に知事部局に移管していた文化行政と一体的に推進するために、条例や規則等の所要の改正を実施し、この際、特例として認められていない博物館登録事務についても移管できるものと解釈を誤ってしまいまして、もろもろの改正を実施してしまいました。後に誤りに気づき、知事部局へ補助執行するように訂正することとなってしまいました。現在、文化財行政は知事部局が推進し、博物館登録事務は教育委員会に残っているという状況になっております。これらは、博物館法に関する事務のうち、知事部局に移管できるものとできないものが存在し、法解釈が複雑となっていることから手続の誤りが生じたものです。

3ページを御覧ください。2点目は、申請書類の提出先や問合せ先の誤りについてになります。長野県においては、博物館登録事務に係る申請書類の提出先は、補助執行させております知事部局の文化振興課になり、申請書類の様式上の宛名は法律に基づきまして長野県教育委員会となっております。このため、案内等はしているものの、長野県教育委員会に申請書類が提出されたり、問合せ先、申請書類の宛名の記載誤り等が発生し、申請者にとっても分かりづらい体制となってしまっております。これらは、博物館登録事務を知事部局に移管することができず、知事部局への補助執行という形式を取らざるを得ないことから、事務処理体制や申請様式が複雑になり、申請者や事務処理に負担が生じているものでございます。

なお、これらの支障事例は、教育委員会の役割というものを問題視するものではなく、制度の複雑さから生じている実務上の課題と考えております。

4ページを御覧ください。首長部局に移管を可能にすることの意義について4点記載させていただきます。1点目は、文化行政を首長部局へ移管している場合、博物館登録事務も移管することで、意思決定の迅速化や責任の所在の明確化が図られること。この点につきましては、博物館登録事務を首長部局への移管を可能にするすることで、知事部局で所管している文化やまちづくりの事務とのより一層の連携、効率化が図られると考えております。次に、法律の解釈が明確になることで、これから首長部局へ移管を行う自治体の法規

関係事務の負担が減少すること、こちらは前述の支障事例1に関連しております。3点目は、事務の所管が明確になり、申請者及び事務処理の負担が解消されること、こちらは前述の支障事例2と関連しております。最後に、博物館登録事務について、文化行政と社会教育の両観点を生かしながら、自治体の実情に応じた柔軟な運営が可能になることです。

5ページを御覧ください。最後に、首長部局へ移管を可能にするに当たりまして、博物館登録事務に求められる政治的中立性を担保するための方策案を記載させていただいております。博物館登録の際に教育委員会の意見を聴取するなどしてはどうかというものになっております。

長野県からの説明は以上になります。

【佐々木座長】 ありがとうございました。

では、先ほどの事務局の説明と今のヒアリングについて、委員の皆さん、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。いかがですか。

【廣野委員】 いいですか。

【佐々木座長】 はい、お願いします。

【廣野委員】 廣野でございます。

私、入ったばかりなもので、今までの議論を踏まえないでお話をしているかもしれないので、ちょっと質問というより確認なんですけれども、本日お配りいただいた「博物館登録事務について」の3ページで、令和7年の地方からの提案等に関する対応方針というのがあるんですけど、これがまさに今、長野県さんから御説明いただいた、そういう御意向があってこれが出ていると。これは長野県さんだけですかね、こういった御意見というのは。ちょっとそのところの経緯がよく分からないので、分かる範囲でお聞かせいただきたいんですけど。複数あった場合は、皆さん大体長野県さんと同じような御意向でこういう提案をされているのでしょうか。

【松田企画調整課長補佐】 長野県様が提案団体になっておりますけれども、ほかに、賛同している団体があるかどうか確認をして、また御回答させていただきます。

【廣野委員】 分かりました。ありがとうございます。

【佐々木座長】 ほか、いかがでしょうか。

前回、懸念点等出ていたので、当事者たる長野県さんに伺う、確認することもあるかと思うんですが、いかがですか。

【廣野委員】 じゃあ、引き続きいいですか。

【佐々木座長】 はい、お願いします。廣野委員。

【廣野委員】 すみません。廣野です。続けてすみません。

今の長野県さんの御説明の中で、支障事例が2ページにあるんですけれども、2ページと3ページですかね。申請書類の提出・問合せ先の誤りというのがあるんですが、そもそも長野県さんにおかれまして、博物館登録事務の件数といいますか、年間どのぐらいやっていて、宛先が間違ってくることによって、どのぐらいの件数、そういうややこしい事態が生じているか、その規模感はどのぐらいですか。何十件も来て大変だとか、あるいは年間数件ですよとか、どのぐらいのものなのでしょうか。

【長野県（井上）】 長野県です。

確認したところ、年間、大体、登録の事務に関する件数は10件程度と聞いておりまして、その大体3割ぐらいが教育委員会のほうに出てきてしまったりというふうになると聞いております。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

長野県は全国の中でも博物館数が多い県ではありますよね。非常に多い県ではあるので、懸念はかなりされる。登録審査を新たに作る期間もまた迫ってきているので、そういった御懸念もあるということですか。

【長野県（井上）】 はい、そのとおりです。

【佐々木座長】 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私からも御質問してよろしいですかね。前回、議論というか、懸念されていた、長野県の場合、教育委員会に残っている博物館行政に関わる事務というのは何かありますか。それとも、この登録事務以外は一元化されて、研修等も知事部局で行っているというところでしょうか。その辺、股裂きというか、2つに分かれていないかどうかという点を確認したいんですが。

【長野県（井上）】 長野県です。

全て知事部局のほうに移管といいますか、補助執行するような形で、教育委員会に残っているものはないという認識でおります。

【佐々木座長】 では、今回の登録事務だけが残っているので、全て一元化を図りたいと、そういう御希望ということですかね。

【長野県（井上）】 はい、そのとおりです。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

では立和名委員。

【立和名委員】 長野県さんに質問なのですけれども、今、知事部局のほうで補助執行されているということで、千葉県の場合は補助執行で知事部局でやっているのですが、体制として、実際、博物館登録の審査とかに行っているメンバーというのはどういうメンバーになりますでしょうか。例えば千葉県ですと、有識者以外にも事務局職員として、書記と記録みたいな係のものを連れて行って、3名体制でやっていて、全員学芸員で取り組んでおりますが、長野県さんはどういったメンバーで今登録事務をされているか、お聞きしてもよろしいですか。

【長野県（井上）】 長野県です。

申し訳ありません。ただいまちょっとそういったデータを持ち合わせていなくて、把握していないという状況でございます。申し訳ございません。

【佐々木座長】 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【廣野委員】 すみません。新潟市の廣野です。

実は私どもも同じように、博物館登録事務はこれからしこたま出てくると。今ももうちょっと一部着手して、私どもも補助執行という体制でやっていますので、もしかすると長野県さんとかの後追いでそういう事態が出てくるかもなど、そういう観点でいろいろお伺いしているのですけれども、博物館の登録などに関する規則がありますよね。規則の制定とか改廃は、これは普通ですと教育委員会の多分権限になると思うのですけれども、現状で長野県さんがこの規則の制定をしたときは、当然、今、教育委員会から出られないので、教育委員会にお諮りをして規則の制定をされたと思うのですけれども、そういう認識でよろしいですか。まず1つお願いします。

【長野県（井上）】 そのとおりです。長野県教育委員会で制定をしております。

【廣野委員】 そうしますと、今の御希望というか、指向としては、知事部局に持っていきたいというお話なんですけれども、知事部局に持っていったときに、規則の今度改廃とか改正とか、そういうことが出てくると思うのですけど、それは一体どこがやると、どこがお認めになるという想定をしていらっしゃいますか。

【長野県（井上）】 認めるという観点ですと、廃止のほうについては長野県教育委員会で廃止をして、知事部局のほうで新たに制定するというイメージかなと思っております。

【廣野委員】 じゃあ、県の中で、要するに自分たちの手のひらの中で全部制定をして、

今後は改廃もすると、そういうイメージで、いわゆる外部委員を入れて何かやると、そういうイメージではないんですね。

【長野県（井上）】 そうですね、はい。そのようなイメージですね。

【廣野委員】 分かりました。ありがとうございます。

【佐々木座長】 質問したことで、これは文化庁のほうに確認なんですけれども、法規の今の立てつけで、今回は登録事務に関することを移管できるようにということなんですけれども、質問した、学芸員に対する研修や私立博物館に対する指導・助言等なんですが、これは手続を経れば首長部局に移管できるような立てつけでしたっけ。ちょっとその辺が曖昧になってしまったので、改めて確認したいんですけれども。

【松田企画調整課長補佐】 ありがとうございます。今座長からいただいた御質問の前に、追加共同提案団体について、ちょっと時間がかかってしまって申し訳ございません。熊本市さんからも共同提案をいただいています。熊本市さんは、法令に博物館登録事務を首長部局に移管できる規定を追加することは支障ないという主張をいただいて、移管できないことで支障があるというよりは、提案されている内容に支障がないため共同提案団体に名を連ねているというところでございます。

今座長から御質問いただいた点ですけれども、資料の9ページ目の赤枠のところを御覧いただければと思います。こちらが、いわゆる特定社会教育機関として条例で位置づければ博物館の設置、管理、廃止を首長部局でもできるようにした、令和元年の法改正のときの通知でございますけれども、私立博物館に対して行う指導・助言とか職員の研修については引き続き教育委員会が行うものと整理をされているというところでございます。

【佐々木座長】 何かちょっと微妙な感じになってしまうんですけれども、長野は一括して首長部局でやっているというお話だったので、あれっ、これどうなっているんだろうというので追加の質問させていただいたんですけれども、これは大事な観点で、今回あくまでも登録事務に関わるところがテーマになっているはずなので、その捉え方に食い違いが生じているように感じてしまうんですが、長野県さん、その辺はどういう捉え方で進められているんでしょうか。発言の趣旨としては、博物館行政の事務が2か所にまたがっても支障ないのかどうかですね。やはり一元化したほうがそれは効率よく、誤解なくやれるのかというところを当事者の皆さんに確認したいという趣旨での発言なんです、いかがでしょうか。

【長野県（井上）】 長野県です。

当県としては、一元化したほうがいろいろ効率的にできる部分もあると思いますので、一元化できればという趣旨でございます。

【佐々木座長】　だとすれば、登録事務だけではなくて、先ほど御紹介いただいたように、学芸員に対する研修ですとか私立博物館に対する指導・助言等も併せて首長部局でやれるようにというような御要望でないと股裂きにはなるというのが現時点での議論の整理になっているはずなんですけれども。

【長野県（井上）】　その点については把握していなくて、申し訳ございません。登録事務の関係しか、すみません、お調べしていないといえますか、状況でしたので、ちょっとこの点についてはここで申し上げられることはないような状況で、申し訳ございません。

【佐々木座長】　そうですね。では、学芸員に対する研修ですとか私立博物館に対する指導・助言は、長野県では今どこが対応されているんですか。実態はどこにあるんでしょう。

【長野県（井上）】　これも知事部局で補助執行をさせていただいているんだと思われまして。

【佐々木座長】　やはり、この法規にのっとれば、そうですね、そもそも教育委員会がやらなきゃいけないことになっているので、補助執行によって知事部局でやっているはずであろうというような状況ですかね。

【長野県（井上）】　はい、そのとおりです。

【佐々木座長】　分かりました。今後どう深めていくのか議論しないといけないかとは思いますが、ほかの委員の皆さん、いかがですか。御質問でも御意見でも。どうぞ、立和名委員。

【立和名委員】　すみません。そうしますと、確認なんですけど、今、実際、長野県教育委員会さんのほうでやられていることというのは何になりますか。

【長野県（井上）】　教育委員会でやっていることは、現状、ないような状況です。

【立和名委員】　なので、多分、状況としてはきっと千葉県と似たような感じなのかなと思います。千葉県も補助執行で知事部局のほうに研修、登録事務も含めて持ってきてしまっている。ただ、教育委員会のほうを経由して報告とかそういう部分は、まだ補助執行ということなので、教育委員会の教育政策課さんにも一枚かんでいただいているというような状況になっているかと思います。

あと、ちょっと補足なんですけど、長野県における支障事例の2というものは、今いろんな県でも取り組まれている中で出てくると事と思うのですが、千葉県も50以上の博物館と、

あと指定博物館に対して、再登録ですとか新規に登録になりなせんか、というところを進めているところです。これはもう再登録する以上、もう一回みんなが提出し直さなきゃいけないものがあるので、提出先の周知みたいことは常にいろんな機会をもってやっております。メールで通知するとか、いろんな担当者会議のときに言うとか、そういう方法で。申請者にとって分かりづらい体制とかと言っていますけど、ほぼほぼ申請者というのは教育委員会だったり博物館だったりするわけですから、分かりづらいとかじゃなくて、それぞれの方たちにもきちんと勉強していただいて、ちゃんと申請先とかも確認していただけるようにするといいいのかなと思って千葉県は進めています。

【佐々木座長】 ほかいかがでしょうか、御質問や御意見。

【廣野委員】 大丈夫ですか。

【佐々木座長】 お願いします。廣野委員。

【廣野委員】 立和名先生のおっしゃったのに関連するんですけど、文化財行政につきましては、私どもは今、補助執行で全部やっていて、だから、例えば、私は埋蔵文化財のほうを担当していたんですけど、文化財保護法の第93条とか第94条とか、届出、通知、全部教育長名で出してもらっているんですが、年間何百件もやっていますけれども、一つとして教育委員会に行っているものはございませんので、その辺は周知の問題かなと。担当は、うちは歴史文化館で歴史文化課ですよ。出すほうは全くそんなの関係なくて、市長部局ですけども、ちゃんと私どものほうに1件残らず出てきているので、どうなのかなというところが1つあるのと、さっきちょっと規則の制定、改廃のことをなぜ聞いたかという、これも文化財保護法で、文化財行政は特定地方公共団体は市長部局に全部置くことができる。その代わり、地方文化財審議会でしたっけ、必置ということがあったと思うんです。ですから、やはり外部の人を入れてそういったものを審議するというダブルチェック機能をちゃんと置きなさいという仕組みになっていると思うので、すみません、思いつきみたいな話ですけど、博物館登録においても、もし市長部局に全部移管するとしても、そういう相似形みたいな仕組み、例えば規則の改廃であるとか。登録事務については、登録するよということ自体は今、教育委員会でも報告だけになっているかと思うので、そこまで求められないかもしれないですけども、結局同じような仕組みを相似形でつくることになるのかなと。これはちょっと文化庁さんのお考えも後でお聞きしたいんですけども、なので、形式上、市長部局に置いて何か変わるところがあるのかなというのはちょっと素朴な疑問があって、それは、私どもも今そういうことに首を突っ込み始めているので、何か

よそから聞かれたらちゃんと答えなきゃいけないので、我々も迷っているんです。だから、今日のお話聞いてちょっといろいろ疑問が湧いてきたので、素朴な疑問を投げかけただけで申し訳ないんですけども、そんなことをちょっと考えております。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

何かありますか。

立和名委員のお話聞いていて、私がこだわっている博物館行政が股裂きになるのかどうかなんです。補助執行で研修や指導・助言もすれば、それはそれとして淡々とやれるし、今回長野県さんが言っているのは、登録事務に関しては申請者がいっぱいいるので、御主張のとおり、混乱もあるので、補助執行の枠ではないやり方をぜひ取りたいという、ある種困った事情があるので、研修や指導・助言は別にそのようなことはなく、淡々とやっていますよということで、ここだけは変えたほうが皆さんにとっていいんじゃないかと、そういう御主張というのがだんだん分かってきました。そういう理解でいいんですか。要は、千葉県で補助執行でも問題ない、補助執行で一元化しても支障がないようにやられていると、そういうことですかね。ありがとうございます。

【半田座長代理】 半田です。

長野県さんの御説明、ありがとうございました。よく事情は理解できました。御説明をもう一回振り返ってみますと、支障事例が具体に出ていますということですが、その原因となったのは、博物館法の改正に伴う博物館登録事務の在り方について、さきの地方行政の一括法と同じように登録事務も移管できるものと解釈を誤ったことを原因として、支障を招いたと読み取れました。となると、千葉県さんもそうなんですけれども、補助執行でやられて支障がない仕組みであるということであれば、そこに準じて長野県も行政の運用は可能だと考えることができると思うんですけど、その辺についてはどういうふうにご考えておられるのでしょうか。

【長野県（井上）】 長野県です。

その点につきましては、移管する際の手続の誤りということで、4スライド目に書かせていただきましたが、そこについてはもう済んでしまったことということで、引き続き今後移管するようなところがあれば、こういった仕組み、法律の立てつけが変わるのであれば、そういったことも行わなくなってくるだろうというところでございます。

【半田座長代理】 ありがとうございます。教育委員会が担っている博物館登録に関す

る自治事務というのは、登録博物館になりたいという博物館が申請をしてきたときに、登録博物館としての要件を満たしているかどうかということを審査して、登録博物館原簿、つまりリストに記載するかどうか判断する手続きだと思うんですけど、それは必ずしも博物館行政としての一貫性を持った手続きではなくて、要件審査に係る自治事務になるかと思います。そこをこれから例えば知事部局もその手続きをやるようにすることのメリットを正直あまり感じることはできないんですけど。もちろん博物館法自体に位置づけられている博物館が社会教育機関であり文化施設であるという点において、そこをどこが自治体の中で所管するのかは、自治体の御判断で、首長部局が所管もできるようになってきて、それが増えてきているという数的傾向はあるにしても、博物館という社会基盤としての施設が登録要件を満たしているかどうかを審査する自治事務を、教育委員会ではなく首長部局ができるようにするべきだというメリットが、何かちょっと御説を明聞いていてもあまりクリアにならないような気がするというのが正直な実感であります。

【佐々木座長】 でも、今のお話ですと、教育委員会にはもう博物館行政の実態がないし——施設運営ですね。博物館行政ではなく、施設運営になりますけど、県立館の運営も知事部局でやるのであれば、現状において、長野の場合、教育委員会には博物館に関わるリソースがない。リソースというか、人もいないし、業務実態もないということであるのであれば、一元化をして、よりしっかりとした博物館行政ができる、しかも誤解を招かない手続上の整理をされたほうがいいというふうに受け止めたんですが、立和名さん……。

【山崎委員】 ちょっといいですか。

【佐々木座長】 では山崎委員、お願いします。

【山崎委員】 論点が3つぐらいあるんじゃないかと聞いていて思ったんですが、まだ移管ができないとなっている博物館事務を実態として担っているのは誰かが1点目。2点目は、その事務は誰がやるべきかという理念的なべき論が2点目。3点目が、それらを決定するのは国なのか、自治体なのかという地方分権に関する論点。これが何かごちゃ混ぜになっているので話しづらいんじゃないかと思ったんです。2点目のべき論はちょっとこれなかなか難しいとっていて、人によって考え方が違う気もします。私個人としては、そこは実はどちらでもいいとっていて、3点目の地方が決めればいいと思っている立場です。多分そうじゃない人もいます。ただ、1点目のどちらが実態として担っているのかということについて言うと、実態として首長側が担っているケースがあると。どれぐらいあるかは分かりませんが、少なくとも今日出てきた中でもそれなりにある。この1点目の実際あるというこ

とと、2点目は一旦目をつぶりますけど、2点目は目をつぶって、3点目において、それは地方分権の政策にのせていいじゃないかというふうに考えるんだとしたら、実態と3点目の、これは政策論ですけど、をもってして移管できるとしても私はいいんじゃないかなとは思いました。

以上です。

【佐々木座長】 議論を整理していただき、ありがとうございます。

ほか、御質問等よろしいですか。

今後ですけれども、実態聞いて、課題も整理し、何が課題になるかという論点も整理していただいて、今後、この流れの中で、事務局としてはこんなふうな進め方になるであろうというようなことがあれば、教えていただきたいんですが。

【松田企画調整課長補佐】 大分御議論を整理いただいて、ありがとうございます。おっしゃるとおり、法律上の立てつけは、登録事務や研修とかは教育委員会が担うものだけども、補助執行とか事務委任とかで首長部局が実態として担っているというようなところがあると。その現状のままでいいのか、その形だと、今回長野県さんから御説明いただいたように、事務上の支障があるというようなお声があって、今回こうした御議論をいただいているところでございます。これを、先ほど山崎委員が挙げていただいたものの3つ目でございますけれども、地方分権の観点で、それは各自治体の判断にしているのかどうかというところをまさに御議論を深めていきたいと思っております、それによって生じるリスクがあれば、それをこういう形で担保することができるのではないか、そうしたところをまた引き続き深めていただきながら、また、これをどうしていくべきなのかというところの御議論をさせていただけたらなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

第1回でも主な意見を整理していただいておりますけれども、ウェブ参加の委員の皆さん、これについて御質問、御発言ございますか。

【田中委員】 田中です。

【佐々木座長】 お願いします。

【田中委員】 長野県さんのお話を聞いていて、登録事務のときに、問合せ先が2つに分かれていて事務が煩雑だというスライドの御説明があり、その質問です。年間、登録事務が10件ぐらいあって、その3割ぐらいが間違った問い合わせが来るということだったので

が、そうすると、3件ぐらいということですよ。その件数で煩雑で大変だという説明ですと、本当そうなのかなと。あと、この登録事務は毎年続くわけではないですよ。これが毎年毎年、10件がずっと続いていくというような感じではないと思います。周知されればそれは問題ないと思いました。毎日のように間違っただけが来て、対応に追われて、非常に事務が停滞して大変だという説明だったのですが、さきほど年間10件程度という話だったので、それが理由で登録事務を移管したいというのは理由としては弱いと正直思いました。

私からは以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

今の御発言に対して何かございますか。では山崎委員、お願いします。

【山崎委員】 今の田中委員の話も先ほどの半田委員の話と同じで、長野県さんの話だけにとどめれば、お悩みの点とソリューションとしての移管はかみ合っていないですよという指摘ですよ。ごもっともという感じなんですけど、これ、どれぐらい言っているのか分かりませんが、今回のこの話は、結局、将来的には博物館事務全体を首長側に移してもよいということをはらんだ問題というか、はらんだ論点として取り上げられているんじゃないのかなと私は理解しています。ただ、いきなりやるのもあれなので、まずはこの事務になっているんだと思うんですけれども、もしもそう捉えたときに、個別に起こっている事象へのソリューションというのはもちろん個別の事象に対応すればいいので、法律まで変える必要はないのかもしれませんが、全体の博物館事務というものの政策的な位置づけとか、それに見合った所管というものを考えたときに、実態として全体を首長部局がやっているという実態も踏まえ、及び地方分権の流れを踏まえ、今この、ただ今回はここだけが出ているという、そこのずれがまた混乱を生んでいると思うんですけれども、それで認めるのはどうかという議論なので、あまり長野県さんの個別の事象を理由にしないとか、そういう議論ではないほうが建設的かなと思いました。

【佐々木座長】 ありがとうございます。博物館ワーキングで時間かけてやるとすれば、山崎委員がおっしゃったような視点、論点がないと、それは事務的に処理すればいい話なんじゃないか、個別事情ですねで済んでしまうかもしれないので、根底にある今後のありようとか、地方分権ですので、自治体はどう選べるようにするかとか、選ぶに当たっては、ちゃんと意思を持った博物館政策なり博物館行政というものの一環としてやりやすい仕組みというのは何かと、そういう観点が必要なのかなとは思いますが。

では立和名委員、お願いします。

【立和名委員】 すみません。ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけど、先ほど誰がやっているかというのを伺ったのは、どこがやるかというのは、その所管がそれぞれ県の事情によって違っていると思うんですけど、やはり誰が判断するかというところが重要なんじゃないかと思います。多分、首長部局で、学芸員でもなくて、博物館に行ったこともないような人が、例えば機械的に行って、要件の提示されているもののマル・バツだけをつけてやって行って良いのかどうかとかと、その辺を私どもは結構気になってしております。なので、千葉県としては、一応博物館のことが理解できる人間がきちんと審査に行くべきかなと思って体制をつくっています。

【佐々木座長】 自治体としての事務を行う上での姿勢というか、留意点ということで御紹介いただいたのではないかと思います。

ほか、いかがでしょうか。では半田委員。

【半田座長代理】 半田です。

山崎さんのお示しになってくださった3つの論点の中で、今後どうすべきかという方向については私も議論が必要な論点だろうと思います。教育委員会の在り方自体が議論の対象になりつつある現状もあると思うので、それは、博物館行政そのものが自治体の中で誰が担い、誰が決めるべきかという点については、長期的な課題として検討すべきテーマだと思っているところです。ただ、現状で考えてみると、やはり改正された博物館法の中に社会教育法と文化芸術基本法という2つの法律が理念としてきちっと書き込まれたという背景を考えると、どちらかというと、社会教育は教育委員会が担い、文化政策全体については首長部局が担っているというケースが多い現状もあろうかと思います。そうした中で、補助執行という一つの行政手続で両方が支え合える仕組みができているという点はむしろメリットとして考えるべきだと私は個人的には思っています。長野県さんが示してくださった資料の中でも、必要に応じて教育委員会の意見を聴くということが入っていましたけれども、補助執行という手続を踏むためにも、条例をつくらなくちゃいけないという新たな手続が入ってくると思っていて、そこだけでも結構自治体にとっては労力のかかる仕事だろうと思いました。一方で補助執行という手続の課程で、首長部局も博物館のことについて所管としての業務を担う、教育委員会は教育委員会でやるべき機能を担うというバランスが、そもそも博物館をどういうふうに運営して、どこを目指すのかという議論をするためにはいい形じゃないかと私は思っていて、今まで縦割りで、ともすると横

のつながりがなかった首長部局の文化振興を担う部局と教育委員会が、博物館という公共施設をどうするべきかとか、そこで何をやるべきかを共に考える基盤がそこに生まれるという意味でのメリット感、いや期待感はすごくあって、100%どっちかに移してしまえばいいというような議論ではないところでの議論の余地は多分にあるなと考えているところです。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。では細矢委員、お願いします。

【細矢委員】 前回、この議論については全然参加しなかったもので、今日追いつくのに随分時間がかかりましたけれども、何となく分かったところもあり、ちょっとずれたところがあったらおわびしたいと思いますけれども、先ほど半田委員からの御指摘もあったように、2つの部局が協力し合うというのは非常に理想的なことだと思います。ただ、往々にして、大きなこういう機関になりますと、セクショナリズムの問題が必ず出てきて、両方で協力するんですよというふうに50：50とやると、結局、譲り合いで、バレーボールで見合って見合って真ん中にボールが落ちたみたいな感じになっちゃうと思うので、どちらかを決めてくれと。どちらかが主管事項、もう片方が協力事項みたいな形に整理して、そこを明記したほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、今日この中で登録の事務についての議論が進んでいるわけですけど、先ほどの山崎委員の御指摘も関連するんですけど、結局、その後どう運営していくのかまで考えていかなければいけない問題だと思います。登録だけして、はい、あとはやってくださいと言っても、登録したのはおたくでしよう、うちのほうは何もその後聞いていませんよみたいな話にならないようにするためには、どこが面倒見るのかというようなことまでちゃんと考えた上で進めていかなければいけないので、これを新たな論点として将来考えていく必要があるんじゃないかと思いました。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

では今日のところは、実際の現場というか、御要望というか、実態も伺い、また、これをどう取り扱うかという論点も幾つか出していただきましたので、引き続き詰めていく、より精緻に議論していくということできたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、続きまして、議題の2に移りたいと思います。博物館機能強化に向けたコレクション・マネジメント等の在り方となります。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局（吉野）】 前回、第1回に博物館における収集及び管理の方針の基本的な考え方（骨子案）をお出ししているところでございます。前回は、1、趣旨、2、対象、3、博物館資料の定義ということに関して文言を入れて、そのほかは項目だけお出ししているところでございますが、今回は、前回お出しした文言に修正がかかったものと、前回項目だけお出ししている4以降のものについて少し文言を加えたものを提示させていただいております。詳しくは中尾調査官から説明させていただきます。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。事務局、中尾から説明させていただきます。

資料の2を御覧いただいているかと思うんですけれども、青文字部分が前回資料に加筆したところになります。かなり加筆部分が多いなという印象を持たれるかもしれませんが、この点については、前回お示しした骨子案について、委員の皆様から御意見をいただきつつ、庁内でも検討を深めてまいったところです。その中で、より法令の関連文書に即した形での記載、丁寧な記載をしたほうがいいんじゃないかということで修正が入りました。結果として、今回の案を見ていただくと分かるんですけれども、特に1、3項という前回お示した内容につきまして、法とか省令とか告示、それらの公布通知等でお示ししている規定とか内容を引き写した形になっています。

例えば、2行目に「わが国と郷土の歴史」というのがありますが、このくだりの部分に関しては、黒文字の部分ですので、前回お示ししているんですが、そこに青文字で「後代の国民に継承することで」というのが加わっております。この文章自体は告示1の2の部分から引用しているところなんですけれども、（読みやすさを優先して）ちょっと冗長と思われる記述をはしょってお示したところがあったんですが、そういった省略はすべきではないんじゃないかということで、法令文書をそのまま加えた形になっています。

その下にあります、7行目ぐらいになりますが、「基本的運営方針」というのも、これは前回、こういうものにのっとって考えていくべきであるということでお示ししているんですけれども、それも施行規則の19条の1項のほうでこの基本的運営方針に関しての規定がありますので、その部分を漏れなく記載したら、この4行か5行ぐらいが加わってきたという形になります。

そういった形でどうしても青文字が多くなるような、少し皆さんから見れば冗長とも見えるような記載になっているという部分が、今回の「法令にのっとった修正」という部分です。まず、そうした前提に立った修文であることを御理解いただけたらと思います。

また、4項以下については、今吉野のほうからも申し上げたように、前回は項目のみ、内容項目のみだったんですけれども、前回の会議の中でも、少し内容を書いていたかいないとなかなか議論がしづらいという御意見もありましたので、各項目でどのような内容を記載するのかということを少しリード文の形で加えております。こういった形で加えるとともに、小項目のところ、(1)とか(2)とかで示しているところなんですけれども、この部分に関しても、ちょっと皆さんの反応や御意見を見ながら少し修正を加えたものが今回お出ししている内容ということになります。

もう一つ加えておきますと、3ページのところに、一番下のところに「9 手続の透明性の確保と社会的理解の促進」、そして4ページに「設置者の責務」という部分があると思うんですけれども、この9項、10項というのは前回お示ししていない項目になります。前回の骨子案からの御意見をいただいた中に、やはり設置者の責務でありますとか手続の透明性というのが非常に大事ですよという御意見がありましたので、これについても項目立てしてお示すべきじゃないかということで今回加えた形になっております。

というのが今回お出ししている、ちょっと骨子案に少し加わっただけの部分に見えるかもしれませんが、前回から進んだというか、検討を進めて、提案として出させていただく内容ということになります。

本日は以上御説明したような、4以降、1から3の部分の内容もそうですけれども、そういった内容案について御意見いただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

【佐々木座長】 ありがとうございます。今回、骨子に加筆をした趣旨として、今のお話のとおり、法律や規則、また告示、さらに通知文等あって、そこにより丁寧に書かれているんですが、一々それらを参照しなくても、この基本的な考え方を見れば、それらも併せて書かれているし、理解もできると、そういう、ある種丁寧な内容としていきたいという事務局からの提案かと思います。流れとしては、この作りと中身の見出しですね。小項目等あるものを御確認いただき、この作りと構成が決まれば、今、小見出しに当たる部分を記述していくと、そういう流れになるということですかね。

では、皆さん、御質問・御意見があればお願いいたします。

今の御説明のとおり、より詳しく書いてあるので、これが抜けているとかということはあまりないと思うので、御発言しづらいのかもしれませんが、さらに次を見据えると、小見出し等にある項目の妥当性とか、もしかしたら言葉遣いとか、説明の順番ですとかあるかもしれませんが、いかがでしょう。先に進むための議論というか、御質問、

御意見もいただきたいと思いますが。では廣野委員、お願いします。

【廣野委員】 すみません。本当に低レベルな御質問ばかりで申し訳ないんですけども、昨日頂いたばかりなので、私も正直読み込みが全然できておりませんが、青字で書いてあるところを拾い読みすると、線で消してあるところがいっぱいあるんですよね。書き換えたので、そこは削除というところもあると思うんですけども、例えば趣旨の9行目ですかね。「保管」というのがあって、「(育成を含む)」と括弧書きがあって、そこが消してあったりとか、いろいろ消してあるところがたくさんあるんですけども、差し支えない範囲でいいんですが、全部というと大変だと思うんですけど、削除した部分の、なぜそこを削除したのかという格別の理由があるようなところがあればちょっとお示しいただければと思っています。削除部分の削除の理由ですよね。ちょっとざっくりした質問で申し訳ありませんが、お答えいただける範囲で結構です。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。そうですね。これ、基本的には読替えというか、書換えになっているだけの部分も結構多いんです。今の、例えば「保管」の「(育成を含む)」という部分、削除されていますけれども、これは別に育成の部分削除したというわけではなくて、実はこの部分は、4行目を見ていただきますと、「博物館における博物館資料の収集、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）」というところでもう既に前に出ている部分なんです。これは、前にお示しした「収集及び保管（育成を含む）」という文章ではなくて、その前の部分は施行規則の19条の1あたりから引っ張ってきた文章になります。なので、丁寧に書く中で、先に書いた部分に関しては後ろでは消せるという部分が出てきますので、本当にそういった書換えの部分で削除されている部分がほとんどだというふうに御認識いただけたらいいかと思っています。

【廣野委員】 分かりました。ありがとうございます。

【佐々木座長】 ほか、いかがでしょうか。山崎委員、お願いします。

【山崎委員】 2ページ目の4、「収集の方針」に関する基本的な考え方のリード文、「また」以降ですね。学術的価値や経済的価値のみではないと、ここに書き手の思いを感じるわけなんです、1ページ目の冒頭の博物館資料の定義を読めば、ある意味それは明らかというか、郷土の歴史、文化の正しい理解に必要な貴重な財産云々というところがあるので、4であえてここまで書かなくてもいいんじゃないかなと個人的にはまず思いました。

あと、この博物館の「資料の価値」という言葉はほかのところでも出てくるんですよね。7番、博物館資料の社会的価値、8番でも価値や状態の確認と出てくるので、もし何か価値

について特に書くのであれば、4で書くというよりは、1、2、3のどこかで書くほうがきれいかなという気もしました。

以上です。

【佐々木座長】 細矢委員、お願いします。

【細矢委員】 ただいまの御意見、ありがとうございます。実は私、国立科学博物館で自然史関係のところから来ているわけですが、大体、一般の人からすると、自然史関係というのは博物館の中ではマイノリティーで、日博協とか行っても、自然史関係はあまり多くないですよみたいな。全博協とかそういうところへ行ったら、科博ですというような顔しているわけですが、博物館の中ではやはりマイノリティー。大体の博物館は人間がつくったものというのを集めるところになるわけですが、自然史系の博物館は、その辺に、野山に生えている草とか、そういうものも貴重な資料として持ってくるわけですね。そういったところを明示しないと、とかく考えの中から落ちてしまう可能性があるということで、今回のこの青字で書いていただいたところなんかだと、例えば2ページ目の中ほどに「例えば『地域のいま』を後世に伝えるために有用な、自然環境に関する資料や」というふうな感じで、あえて自然環境の云々というのも入れていただいたというのは大変私にとってはありがたいことで、そういったところで博物館資料というのを、とかく落としがちなところもちゃんと拾ってくれているというところは、私としてはウエルカムというふうに思います。

2点目、もう一つ、これは今の文脈と全く関係ない話なんですけど、議論する上で、資料の真ん中辺のどうのこうのと言うのは非常にまどろっこしいので、次に提示していただくときには行数を入れていただけると分かりやすいんじゃないかと思いました。

【佐々木座長】 佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 私も、ちょっと前まで自然史1人だったので、なかなか心細かったんですが、やはり自然史系とか我々のように動物を扱っているところで非常に、特に収集のところは今すごく課題になっているのが、やはり扱っているものが日本のものだけではないというところで、例えば一番ネックになるのが国際条約とか法律、例えばCITESですね。ワシントン条約とか、あとはABSの問題があって、そういう部分がもしかしてこの4の（3）の来歴の確認というところに含まれるのかどうかという、そこだけちょっと確認したいというか、あるいはもっと何かに明示する必要があるのかというところをちょっと御意見をいただきたいなと思います。

【佐々木座長】 お願いします、事務局から。

【中尾博物館支援調査官】 事務局、中尾です。

今、佐藤委員から御指摘いただいたように、博物館の資料に関して、国際条約等に係る内容というのもございます。そういった部分では、来歴の確認という中には、やはりそういった条約の抵触の可能性とか、そういった部分の確認というのも含めまして収集活動を行うべきだということは書き込もうと考えております。今の御意見なんかもしっかり踏まえながら今後練っていきたいと思います。ありがとうございます。

【佐々木座長】 御手洗委員、お願いします。

【御手洗委員】 御手洗です。

私、今いろんなNPOですとかミュージアムの資金調達というところでアドバイザーに入らせていただいております、やはりどこの博物館さんも資金面というので非常に困っているという部分、保管に係る倉庫ですとか光熱費という部分ですね。科博さんも集められていたかなと思うんですけども、ああいった形で、どうしても収集というところと管理というところに、お金というのが切っても切れないという部分があります。今回、これは期待ということで込めてのコメントになるんですけども、10番で、財政基盤ということで、きちんと確保しましょうねということを書いていただけなのが、ファンドレイズという観点でのサポートをしている人間としては非常に重要なポイントだなと思うので、こちらに関してしっかり記載をいただけるとありがたいと思っております。

以上になります。

【佐々木座長】 山崎委員、お願いします。すみません。

【山崎委員】 質問なんですけれども、1の趣旨のところの「わが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な貴重な財産」、ここはどこかからの引用でしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 この文章は、この間改正しました告示第1条第2項の内容を引用しております。

【佐々木座長】 立和名委員、お願いします。

【立和名委員】 私も、昨日の夕方頂いて、まだ読み込めていないのであれなんです、ちょっと気になった部分が、趣旨のところの、青字がば一つと入りまして、その最後、「効果等を考慮して、必要な数の」というふうに入っているんですけど、この「必要な数の」というのはどこから引っ張ってきたのでしょうか。これ、必要な数とかいうと、どういう「必要」の判断？となっていくそうで、何となく個人的には、この「必要な数の」がなく

でも、「考慮して、体系的な収集・保管」とつながってもいいんじゃないかなと思ったんですけど。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。これも現場の視点からの非常に貴重な意見だと思います。ただ、やはりこの文章もこれまでの法令から引っ張っておりまして、告示、望ましい基準の第6条第1項のほうに、博物館「資料の所在等の調査研究及び資料に係る学術研究の状況並びに資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の」ということで文章がございまして。なので、ここからの引用ということで御理解いただけたらと思います。

【立和名委員】 見逃していました。すみません。

【佐々木座長】 ほか、いかがでしょうか。廣野委員、お願いします。

【廣野委員】 廣野です。

質問というより、今日見せていただいた感想というか、ここ大事だなと思っているところが、前回お示しいただいたドラフトの資料から今回9番と10番が全く新たに付け加わったということで、私、個人的には、この辺りが本当は一番大事なんだろうなと。収蔵庫問題、いろいろ取り上げられて、特に除却であるとか廃棄であるとかいうところが、ちょっと言葉が悪いかもしれないですが、悪目立ちしているのかなと。でも、本質はそこではなくて、特に私どもは役所なので、公立博物館を見ている立場なんですけれども、ということとは、つまり、収蔵庫でもみんな市民の税金を使って運営している。ですので、極端な話、市民の理解さえ得られれば、無限に増築をしてやってきやいいんです、必要なものは。ただ、残念ながら、私ども地方の現実というのは、ファシリティーマネジメントというところに追われていて、例えば廃校跡を使えばいいじゃないか、ちょっと前までそうだったんですけど、もう金がないから廃校はどんどん売るよと、土地もどんどん売るよと、金に換えるよ、そんな、博物館資料なんて入れておけないよ というような議論がされているという中で、やはり私ども担当と財務当局とのやり取りだけですとなかなか迫力がないので、博物館は誰のためにあるの、我々だと市民のためですよ。あるいは、国立のものであれば国民のため。ですから、そういった人たちの理解というところが一番大事なんだろうと思うので、今回の議論はここをやはり深めるべきだと。その理解を得るためにどういう仕組みづくりをしてやっていくかというのがこれからだと思いますし、この文言自体もこれからはもんでいく必要があると思うんですけど、やはりワーキングにおいてはこういうところを深めていったら私いいかなと思うので、9番、10番、これを入れていただいたというの

は大変ありがたいことですし、多分内外の議論が非常にかみ合ってくるのかなと思っておりますので、期待をしていますし、ちょっと力不足ですけど、そこには参画させていただければと思っております。

感想でございます。以上です。

【中尾博物館支援調査官】 廣野委員、ありがとうございます。手続の透明性に関しましては、告示のほうでも「手続の透明性」の文言が入っておりますし、また、第2条のほうで設置者の責任というのを今回加えたんです、告示のほうでは。どうしても、おっしゃっていただいたとおり、「廃棄」という文言に注目が集まってしまいましたけれども、今回、望ましい基準の改正というのは全部改正ですので、博物館の現状を踏まえて、設置者の責務であるとか、博物館はもう少し経営的な観点で運営されるべきだという部分であるとか、様々踏み込んだ改正になっております。ですので、そういった部分も今回のこういったコレクションの収集・管理ということの考え方には盛り込んでいけたらということで、皆さんからもそういった御意見をいただきましたので、9項、10項を加えたところでございます。御評価いただけて、ありがたいと思っております。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

確かに流れからすると、これは博物館の実務者がしっかり読み解けばいいんじゃないかと思われがちですけども、今、廣野委員や中尾調査官がおっしゃったように、誰に向けて、何をしっかり伝えていくのかというのは非常に大事な観点、論点だと思いますので、確認できてよかったかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

【佐藤委員】 すみません。

【佐々木座長】 では佐藤委員、お願いします。

【佐藤委員】 こちらの6番かな。6番の保存、修理・修復のところにちょっと関わると思うんですけども、私も文化財とかに関してもちょっと関わっているものですから、そこで一番課題となるのが、修復とか保存していく上でどうしてもネックになってくるのが、伝統的な技術を持った人のその技術というのがどうもなかなか、当然、博物館の中にも、組織の中にもいないですし、外部、それも結構遠いところの人を呼んできて、それで修復したりということが多々あるんですけども、この保存とか修復に関してはやはりそういう人材というのをどうしていくのかという観点も必要でしょうし、あとは、博物館の中だけでなく、外の人との連携とかコミュニケーションを常にとっておくことでそういう

修復とかの技術を継承していく、無形のものを継承していくと、そういうものがどこかで、この中で読み取れるのかなということを感じたんですけども、そこはどこか、6番なのか、あるいは10番の設置者の責務なのか、ちょっと分からないんですけど、その辺は何か意図されているところはあるのでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。また本文の中、書いていく中でしっかりとそういった人材の確保という部分に関しては配慮したいと思いますけれども、一方で、この文書自体の射程をどこに設定するかという部分の観点もございます。今おっしゃっていただいたものは、文化とか文化財、こういったものを継承する中で大きな根本課題として存在しているとは思いますが、この資料の中で扱う問題かどうかということですね。どこまでも射程が広がっていつてしまうので、その部分に関しては少し吟味しながら検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

【佐々木座長】 そうですね。技能ですとか、また、文化庁さんでも御検討されているとは思いますが、材料とか、そこまでいくと博物館でどこまでコントロールできるのかというところもあるので、ただ、留意点としては大事な観点でもあるので、うまく何か連動するようになればいいかなとは思いますが。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。では細矢委員、お願いします。

【細矢委員】 私も佐藤委員の御意見、賛成です。人材育成というのは非常に重要なところではあるんですけど、この文書というのはやはり、博物館資料の収集及び管理の方針というところに来ているので、佐藤委員の御主張というのは恐らく博物館機能そのものに関わると思うんです。ですから、重要なものではあるけれども、中尾さんの言われるように、この中に入れるべきかどうかはちょっと考えておく必要があると思います。

同じように、これ、法律の文言をこの中にそのままフォローして、当てはめてい過ぎると、例えば、この中で「わが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解」とやると、じゃあ自然の仕組みとか地球規模のことは関係ないのねみたいな話になってきてしまって、そうすると、我々自然科学系はどうしたらいいんだという話になってしまいます。じゃあ、入れろという話になっていくと、果てしなく広がるおそれがあるので、ある意味、法律の文言にのっとりながら、含みを持たせて入れられるようにするというのが、この文言、基本的な考えをつくる上では重要なんじゃないかと思います。

意見でした。

【佐々木座長】 では、ウェブ委員の方でどなたか御発言ありますでしょうか。じゃあ、

杉山委員かな。お願いします。

【杉山委員】 すみません。3の博物館資料の定義のところ、後半、博物館は、さまざまな調査研究の充実が図ることが期待される、という文言があります。その充実を図らずしてどこの充実を図るのかというほど、基幹事業についての言及ですけれども、資料の定義の後にこのような言及をする意図というのはどういったところにあるのでしょうか。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。先回の骨子案でもこの1項から3項というのは内容をお示ししたところですが。それに対しての委員会からの御意見というの、会議の中でも、また終わった後の委員からのメール等でも御意見いただいているわけなんですけれども、その中で、やはり博物館資料に関するものというのは、収集、保管、そして展示、そして調査研究という、こういったものも法律の中で定義されているところでございます。こういった資料に関する調査研究に関してもこの3項の中に示すべきではないかという御意見がありましたので、こちらを入れたところですが。これは告示の望ましい基準の第8条の第1項に書いている文言をここに引用したという形になっております。そういった趣旨でございます。

【杉山委員】 分かりました。ありがとうございます。

【佐々木座長】 ほか、いかがでしょうか。

【田中委員】 それでは、田中からもよろしいでしょうか。

【佐々木座長】 お願いします。

【田中委員】 私も、資料の収集及び管理の方針で特にやはり9番、10番のところの透明性の確保、社会的理解の促進と設置者の責務というのが入ったのはすばらしいことだと思います。そして、これを読んでいて、日本博物館協会が平成16年に「資料取り扱いの手引き」というのを作成されて、公表されたと思います。これは、非常によくできている手引だと思います。今回座長の佐々木さんもお名前が入っているので、この作成の経緯は佐々木さんが一番詳しいと思うんですけれども。平成16年なので、令和の時代に少しそぐわない内容というのもあるんですが、書かれている内容は至極真つ当でして、資料の再評価や収集方針、ドキュメンテーションのこと、保存、修復、大体、今回文化庁から提示された内容も、基本は恐らくこちらの「資料取り扱いの手引き」を参考にしていると思いますし、あとはイギリスのコレクション・マネジメントの4つのコレクションの形態というところも恐らく参照されていると思ったのですが、1つ懸念されるのは、こういった平成16年に作られた「資料取り扱いの手引き」も、結局、その後、博物館、美術館、自然史も含

めて、あまり守られなかったというのが非常に残念だったと思っています。科研の調査でも、こういった資料の収集や受入れ、あと保存、管理、公開、活用に関する、そういった文書の要綱、要領、方針など全て完備していると答えた館は全国で1.6%しかなく、さらに深刻なのは、一部しかないが57%、文書がない、あるいは分からないと答えた館が42%ということなんです。令和6年度に博物館総合調査報告の速報版が出ていますよね。その速報版の中でも、こういった資料の収集、登録・管理、保管に関する方針について明文化している館は34.4%で、65.6%はコレクションポリシーがないということも判明しています。今後、せっかくいいものをつくっても、多くの館が遵守しないということにならないか懸念しています。今回議論している考え方をどのように守ってってもらえるのか、そういった仕組みですね。その辺りはどのように考えているのかお聞かせいただきたいのですが、いかがですか。

【佐々木座長】 まずは文化庁さん。日博協からもお答えいただいたほうがいいかなと思うので、まずは。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。そうですね。この「資料取り扱いの手引き」に関しましては、前回の参考資料としてお示ししていますので、今、ワーキンググループのホームページのほうにも上がっているところです。そのときにもお話はしたんですけれども、こういったものをつくっていったガイドラインみたいなものを示していくというのは、日本では日博協さんがされていますし、海外でもイギリスですとコレクショントラストという外部団体が行っているというところで、本来は国が行う業務ではないのかもしれないと思っています。ただ一方で、今田中委員のほうからお話いただいたみたいに、それが実効性を持って現場になかなか捉えられないというところが1つ実態としてあると思っています。日本は特に公立博物館が多い国ですので、そうした意味では、国が行政博物館の公立博物館、私立博物館も当然含めるんですけれども、そういったところに向かって考え方をお示しするというのには一定の意義があるのではないかと考えておりますし、ここがどこまでの効果を持つのかどうかという部分に関してはしっかりと運用段階で検討する必要があるんですけれども、そういった意味で、今回、国のほうでこういった整備をしていくというところが路線となっているのかなと理解しております。

【半田座長代理】 田中さん、いろいろありがとうございました。お励ましの言葉をいただきまして感謝いたしますということを踏まえて、御指摘のあった平成16年版のガイドブックは、今般の法改正あるいは今ワーキングでも取り組んでいるコレクション・マネジ

メントの議論を踏まえた改定を進めようと思っているところです。その改定を進めると同時に、田中さんから御指摘いただきましたけれども、やはり示す施策あるいは指針と現場の学芸員あるいは現場の運営を支えている職員さんたちの意識との温度差というのが結構大きくて、その温度差を縮めていくことがこれからの博物館ではすごく大事なところだと思っています。政策、指針がテーブルの上だけで議論されて外に出ていっても全く現場に響かないということではつくる意味もないので、日博協みたいな機関ももっときちんとつないでいかなくちやいけないなと思っているところです。

あわせて、今日お示しいただいた資料について、ちょっと感想めいた意見なんですけれども、2ページ目の「収集の方針」に関する基本的な考え方で、山崎さんから御指摘がありましたが、私は、細矢さんと佐藤さんがおっしゃっていただいたように、後段の文章が入ることはとてもいいことだと思っています。なぜかというと、2行目に「資料の価値」という文言が出てきます。この文書全体を読むと、収集する時点で価値が確定した資料しか収集すべきじゃないというふうに読めるんですよ。でも、自然史とか、ここにいみじくも書いていただいた生活資料というのは、ここしばらくの間、注目を集めてきた民具資料なんかもそうですけど、収集時には一括収集しないと散逸してしまう。しかし、一括収集する時点では個々の資料の価値は確定していないという資料が自然史標本とか生活資料には非常に多く含まれています。この文書全体からすれば、そういう資料も含めて将来に向けて必要な資料を収集するということを収集方針としてきちっと定めてください、と読めることがとてもいいと私は評価しているということが1点と、これを深掘りしてこれから項目の検討が進んでいく中においては、基本的な収集方針としては、分野、資料の特質にも留意して、全て収集時に価値が確定している資料しか収集しないという方針ではなくて、後世に残していく中で価値が確定していく可能性のある資料の収集も視野に入れて考えていかなくてはいけないという方向が見えるといいなと思っています。その収集時には価値が定まっていない資料を収集した後の、ここにいみじくも書いてありますが、来歴の確認と記録という博物館に欠かせない仕事が車の両輪として回ることによって、正式登録のときに何が登録の価値がある資料なのかという評価が確定していくわけです。現状ではそのプロセスがうまくいっていないがゆえに収蔵庫がパンクしているというところもあるので、その点も現場の人が読んで理解できるようになるといいなと思った次第です。

もう一点、告示のときの議論に戻ろうとは思いますが、8番の充実に関する考え方の中に、「除籍」の前に「いわゆる」と入っています。この「いわゆる」が入ったところは、

中尾さんからの御説明にもあったように、告示に「除籍」という言葉が入っていないために、ここでは「いわゆる」という言葉が入ったのではないかと私は読んだんですけど、ここで「除籍」を使う前提として、博物館資料の除籍というのはどういうことなのかをきちんと位置づけた上で、「いわゆる」は入れるべきではないと思っています。廃棄も除籍の一手段ですから、そこも含めて、「除籍」という手続を明記した上で、「いわゆる」は取って説明できるように文書構成はしたほうがいいのではないかと思います。

他の委員の方の御発言にもありましたが、9番が入ったことはとてもいいと思っていて、それが深掘りできていくといいなと思いました。

以上です。

【佐々木座長】 ありがとうございます。

では田中委員からあったので、私からも「資料取り扱いの手引き」、せっかく、あのときもいろんな館種の方が集まって作ったんですけども、作っただけになってしまって、現場には浸透しない、フォローアップもきちっとできていなかったという大きな反省点があります。しばらくウェブにも載っかっていなかったのも、知る人ぞ知るみたいになってしまっていたんですね。

【半田座長代理】 すみません。

【佐々木座長】 日博協を責めているわけじゃないんですが、今度は、やはり館種別団体もこの問題にはかなり関心をお持ちで、それぞれやり方とか留意点が違ってきますので、手引を作る際にはそういった知見もしっかりまた集めて作っていくということと、やはり館種別団体の会合、集まりもありますので、そうしたところで読み解いていく場をつくるとか、あと、都道府県単位のいわゆる県博協と言われているところでは、定例的な研修会とかセミナーやっているところも多くあるので、意識してそういったところでお披露目、議論を深めていくというんですかね。どうやって運用するんだという議論をしていくというのをやはり意識して、自主的にやっていく必要はあるのかなと考えております。

これについて、またほかの論点でも結構ですけども、何か御意見、御質問ございますでしょうか。では立和名委員、お願いします。

【立和名委員】 今議論していただいている中だと、この基本的な考え方の提示が、博物館サイドに向けての現場の人たちへの読み解きみたいなことを中心に語られていると思うんですけども、私ども行政の立場にいる人間からすると、やはりこの「考え方」というものが出た以上、現場の人間だけではなく、設置者ですとか、そういった側がこれをす

ごく読み込んで、そこに対して博物館に対しての指導ですとか作戦を立ててくるということがやはり想定されるので、そういうところに対して、どのようにに分かりやすくしていくのか、とか誤解を与えないようにするのか、という視点も少し入れていただけると大変ありがたいなと思います。

【中尾博物館支援調査官】 ありがとうございます。もちろん一義的には、収集・管理の基本的な考え方ですので、現場で使えるものということで考えてはいますけれども、社会的な理解を促すという意味でも、この文書の役割というのは非常に大きいと思っています。今回、告示の全部改正でも、廃棄という部分だけが妙な、切り取られた形でどうしても議論されてしまったという部分があって、本来、あれは最終的な手段であるということを示したかったがために入れた部分はあるんです。安易な廃棄を防ぐためにということで皆さんとも御議論させていただいたと思うんですけども、ただ、報道ではなぜか廃棄を進めるような方向で取られたりとかするという部分があって、ちゃんと説明しないと伝わらないんだろうなと思っています。今回の文書も、そういった手続についても少し丁寧に書いていく。また、そこに至るまでの入り口議論である収集のことについてもやはりしっかりと書いていく。そしてまた、趣旨の部分に関しても、先ほど申し上げたような告示の1条の2項という、「わが国と郷土の歴史、文化等の正しい理解に必要な」財産であるということのを改めてここで書いているのは、そういった社会に向けてのこういった資料の価値というものをしっかりと発信する意図です。ですので、そういった部分でも、今後の本文を入れていく中ではしっかりと検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【佐々木座長】 ほか、いかがでしょうか。

今後の進め方、項目、また確認し、今度は見出しのついたところの中身を書いていくということになるんですが、今後の作業というか、スケジュール感等についてあれば御説明いただきたいんですが。

【事務局（吉野）】 次回、8月の下旬から9月にかけて日程調整をさせていただき、第3回を開催したいなと思っております。前回の第1回では、2回目を夏にやって、その素案を部会に報告するというのでスケジュールをお示ししていたんですけども、こちらの議論、回を重ねて議論を深めていきたいと思っておりますので、もう少し当初よりも回数を多くして議論を進めたいと思いますので、御了承いただければと思います。一旦、次回は8月下旬ぐらいに行いたいと思っています。

以上でございます。

【佐々木座長】 我々委員としては、中身をどういうふうにしていくのかとか、どういう要素が必要かといったことに留意して準備しておくというようなところですかね。よろしいですかね。

ほか、全体で何か、事務局側からでもいいんですが、確認しておくこととか追加等ございますか。よろしいですかね。

では、若干予定よりは早いかもしれませんが、一応論点が出たと、議論したということで、本日のワーキングは以上といたします。

では、事務連絡等あればお願いいたします。大丈夫ですか。

【事務局（吉野）】 この後、また日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【佐々木座長】 では、これをもちまして、第3期文化施設部会博物館ワーキンググループ第2回を閉会いたします。本日はお忙しいところ、皆さま、ありがとうございました。ウェブの参加の方もありがとうございました。

— 了 —